

令和5年 第1回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和5年1月27日（金） 13時55分～15時25分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出 席 者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 こども政策課長 山 本 浩 司 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 井 谷 匡 志</p>
事 務 局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書 記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍 聴 者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和5年第1回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和4年第12回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第12回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市幼稚園条例施行規則の一部改正(案)について」(こども政策課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市幼稚園条例施行規則の一部改正(案)について」こども政策課の説明を求める。

(こども政策課長)

保育日数の確保を図り、さらに文言の整理などの所要の改正を行うため、阪南市幼稚園条例施行規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求める。施行日は、公布の日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

前回の教育委員会で、小中学校の夏季休業終盤における対応の学校間のずれを解消するために規則改正を行ったが、今回の改正も同様に、園ごとに対応が異なっているというのが理由か。それとも、小学校に時期を合わせるためのものか。

(こども政策課長)

阪南市内の公立幼稚園間でのずれはないが、小学校に合わせて保育期と夏季休

業日について改正を行うものである。なお、公立幼稚園がある近隣の自治体は保育期の第1期を8月24日までとしているところが大半であり、それに合わせたというのも理由の一つである。

(柴崎委員)

「第1条中『第8条』を『第9条』に改める。」とは、どのような改正か。

(こども政策課長)

阪南市立幼稚園条例を平成27年に改正した際、「この条例に規定するほか、幼稚園の運営その他この条例の施行に際し必要な事項は教育委員会が定める。」とする条文を第8条から第9条に繰り下げたにもかかわらず、関係する規則の改正を行っていなかったため、この度他の項目と併せて改正することにしたものである。

(水島委員)

第2条第2項「ただし」以下はどのような場合を想定しているのか。

(こども政策課長)

改正前の「入園年齢を満4歳又は満5歳以上に限定することができる。」というのは、4歳児・5歳児のみ保育していた朝日幼稚園を想定してのものだったが、令和4年3月末をもって閉園したため、削除する。一方で、保護者の就労先が阪南市であるなど一定の要件を満たす場合は、「区域外就園」の制度を利用して阪南市民以外のものを受け入れることができるにもかかわらず、既存の規則ではその例外規定が設けられていなかったため、実態に即し、今回の改正で規定するものである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

令和4年12月1日から12月28日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した2件について、報告する。

1件目は、国立大学法人和歌山大学教育学部主催「2022年度和歌山大学教育学部共同研究事業成果報告会」である。令和5年2月11日、和歌山大学において大学関係者や教育関係者を対象に、大学と学校等の連携活動にかかる成果報告会が実施される。

2件目は、ボックスゼロ主催「キッズマネースクール」である。令和5年2月から3月にかけて、4歳から10歳の子どもの対象にしたお仕事体験教室がエブノいずみの森ホールで全5回開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

1件目、後援名義の使用許可申請があったということは、和歌山大学と阪南市内の学校とが連携して実施した活動があったのか、若しくは市内の学校の教員が成果報告会に参加するのか。

(教育総務課参事)

阪南市内の小学校に勤務する教員で、自主的に共同研究の活動に参加している者もいるが、後援名義には直接関係ない。また、成果報告会への参加の有無については、把握していない。

(教育長)

和歌山大学と阪南市は地域連携協定を締結しており、各分野で連携して地域の成長や発展と大学の活性化を推進することとしている。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

入学準備費について明記し、就学援助中学準備費受給申請書様式を追加するため、阪南市就学援助費支給要綱の一部を改正したので、報告する。施行期日は、決裁の日である令和4年12月22日である。

なお、入学準備費については、実務的には、中学校は平成30年度から、小学校は平成31年度から段階的に対応しており、本要綱改正前の規定による運用として実施していたが、この度、本要綱に明確に規定しようとするものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

改正前は、就学している児童又は生徒の保護者が対象であり、新入学に当たって必要となる学用品の購入費用として支給するには時期が遅すぎたため、入学予

定者の保護者に対して支給できるようにしたもので、受給者からは喜んでいただいていると聞く。

(水島委員)

就学援助費を現金で支給すると、目的外のことに使う保護者もいるかもしれない。用途の限られた金券などで支給することはできないのか。

(教育総務課参事)

確実に子どものために使ってほしいという思いは当方も同じだが、金券となると保護者の選択を狭めることになるし、インターネットでの購入も増えてきており、現実的には難しいため、現金による支給としている。

(柴崎委員)

昨今の物価高騰を受け、新入学用品をそろえる保護者の負担はますます大きくなる。受給者は増加傾向にあるのか。

(教育総務課参事)

入学前に支給される入学準備費と、入学後に支給される新入学児童生徒学用品費はいずれか一方しか受給できないが、令和4年度に入学した小学校の児童332名に対し、認定は計38件、中学校の生徒444名に対しては計74件となっており、前年度と比して認定率に大きな変動はない。なお、認定件数のうち、およそ3分の2は入学前に支給される入学準備費である。

令和5年度の入学者に関しては、現在申請を受付中であり、まだわからない。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和4年度全国学力・学習状況調査結果分析報告書について」 (学校教育課)

(教育長)

報告事項第3号「令和4年度全国学力・学習状況調査結果分析報告書について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教科指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにその取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、昨年4月、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施した。この度、その調査結果についての分析が完了したため、報告する。

なお、本調査結果は、対象となる学年や実施教科、出題数が限られているため、

結果はあくまでも学力の一部であり、学校教育活動の一側面を示すものであって、全てを表すものではないということにご留意いただきたい。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

府や全国との比較がグラフで示されているが、この結果について教育委員会事務局としてどのように受け止めているか。

(学校教育課長)

大変厳しい結果であると考え。以前から苦手な子どもが多い記述式だけでなく、知識・理解を求める短答式においても正答率が低い傾向にあるなど、基礎・基本の部分でも課題があることがわかった。それをしっかりと受け止めて詳細に分析し、次年度に向けた手立てを講じていきたいと考える。

(教育長)

基礎・基本の弱さは私も感じている。例えば小学校国語、全問題トータルでは全国より7.6ポイント正答率が低い。一方、個々の問題を見ていくと、新しい傾向の問題ではなく、問題文にふさわしい漢字を書くという従来からあるものが、問題によっては全国より11.0ポイントも低くなっている。中学校国語でも同様の傾向が見られ、こういった基礎・基本が弱くなっていることに強い危機感を覚える。

文部科学省の学習指導要領の改訂で言語能力の育成が重視され、授業中に話合いの活動を入れたり、GIGAスクール構想でタブレット端末を活用したりと、新しい学習活動に取り組むことに懸命になって、これまでやってきた「読み・書き」がなござりになってしまったのではないかと。単元全体の中で基礎・基本を学ぶ時間を設けてしっかり取り組んでいかなければ、この傾向はさらに続いていくことになる。

我々は「阪南市学校園教育基本方針」を立て、「確かな学力」と「生きる力」を育成することをめざしているが、そのためには「不易流行」の、流行を追いかけるだけでなく、もう一度、不易のものを大切にすることこそが、学力の土台を築くことにつながると考える。

(学校教育課長)

全国学力・学習状況調査の結果を各校に伝える際には課題の洗い出しを求めており、今回はその中に、知識・技能の習得についてどのように改善していくか、という項目を盛り込み、回答を求めているところである。各校と教育委員会事務局双方で課題を認識し、取組を進めていくこととしている。

(教育長)

令和4年度の教育長からの指示事項として教科の指導力の再点検というものがあった。改めてお願いします。

(辻委員)

生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査では、「自分にはよいところがあると思うか」、「将来の夢や目標を持っているか」、「自分でやると決めたことは、や

り遂げるようにしているか」、などの項目で、一部下回るものもあるものの、おおむね大阪府の平均を上回っている。そういう前向きな気持ちをうまく捉え、引っ張っていく原動力とすれば、子どもたちの良いところを引き出すことができるのではないかと考える。

(学校教育課長)

ご指摘どおり、「将来の夢や目標」、「人の役に立つ」などは肯定的な回答の比率が高い。学校が独自に生徒に実施しているアンケートにおいても「自分は先生に認められている」という認識が高いことがうかがえ、そのような学校の校長に状況を聞くと、子どもたちと教員とのつながりが強いとのことである。その良い関係性を授業でも活かし、学力向上につなげていくことができればと考えている。

(教育長)

できないことばかりを問題視するのではなく、良いところにも目を向けて褒め、伸ばしていくことも重要である。ご指摘感謝する。

(教育長職務代理者)

先日、ある中学校でキャリア教育の機会があり、ANAのグランドスタッフ、ラピートの車掌、旅行会社の社員、柔道整復師、フレンチのシェフ、そして私が薬剤師として参加した。事前にアンケートを取り、生徒たちが話を聴きたい人を選び、自分たちで考えた質問に対して直接回答してもらおうというもので、生徒主導で行われた。先生方が、これをきっかけに、自分の学力に応じた進学先を選ぶというのではなく、自分がなりたい職業を考え、そのためにはどんな勉強をしなければならないかということに気付くきっかけとしてほしいと話されていたのを、大変頼もしく感じた。私が参加したのは初めてだったが、この取組はずっと続いてきたとのことで、「将来の夢や目標」、「人の役に立つ」の肯定的な回答の割合が落ちない理由の一つは、ここにあると思った。

どの職業の人も話していた、どんな仕事でも人の役に立つものではあるが、犯罪だけは許されないということは、犯罪組織の手先となって捨て駒にされる例が報道される今、世相を反映しており、生徒たちは実感を持って聞いてくれたのではないかと思う。

(学校教育課長)

コロナ禍で職業体験の実施が難しいため、各校で工夫して行っている取組である。体験学習を通じて様々な課題に気づき、解決するにはどうしたらいいか、と考えることが、学力や自己肯定感の向上につながる。

(水島委員)

学力調査の結果を見て、保護者としての立場からもその理由を考えてみた。昔とは違ってスマホやゲームなど子どもたちを誘惑するものが多く、読書に費やす時間がない、朝食を食べない子が多いことに象徴される生活態度の乱れ、核家族化など、家庭面からも考察する必要があると思った。

(学校教育課長)

ご指摘のとおり、この結果分析報告書は学校や教育委員会事務局だけでなく、

家庭とも共有して課題解決に取り組む必要があると考える。

(柴崎委員)

本市の小中学校では以前から読書には力を入れてきたし、毎月学校図書館から「図書館だより」を発行するほど熱心に取り組んでいるが、その成果はどうか。様々な課題はあるが、何か一つ、これだけは、というものがあれば子どもたちにとっても大きな自信になるのではないか。

また、「新聞を読んでいますか」という質問があるが、大人でもスマホでニュースをチェックする昨今、少々時代錯誤の設問にも思える。

(学校教育課長)

本市では不読率は下降傾向にあるものの、まだ全国を上回っている状況である。読書は「知識・理解」や読解力の向上にもつながるものであり、引き続き、学校図書館司書とも連携しながら読書の大切さについて発信していきたいと考える。

新聞については、各家庭での購読は減っていると思われるが、本市では「全ての教室へ新聞を」という取組があり、毎日学校へ新聞が届けられ、小学校4年生以上の学級に配られている。そのため大阪府よりは高いものの、全国より低いという状況となっている。配られた新聞を活用する方策については、今後も学校と協議していきたいと考える。

(教育長)

多くの課題が目の前にあると、どこから着手すべきかと学校は悩む。その時、ご指摘いただいたように、重点化・焦点化の方向性を示すのが教育委員会事務局の役割であり、「手立てを示す」ことこそが施策である。

この分析結果では、語彙の習得、考える力の習得、記述式問題への慣れなど、教科指導上の改善の説明に留まるが、これだけは集中してやろうという、この分析結果報告書には記載のない改善の手立てについても示していかなければならない。一方、ここに令和2年3月に発行した「学力向上・体力向上を推進する阪南市教育委員会の取組」という冊子があるが、これには、指導主事の応援や教員の加配をするから校内授業研究をしっかりとやろう、とか、研修や教育フォーラムのことなど、具体的な記載がある。今回も同様に、改善のための手立てや方策としてやってほしいことを明記したものが必要なのではないかと考える。この「取組」冊子を改訂することを検討されたい。

また、教員の力を高めるための阪南市教育研究協議会という組織があるが、本当に学力向上に役立っているのか、検証してほしいと各校長に伝えている。さらに、うまく運営している学校の状況を聞くと、意欲的な教員が、子どもたちのために自主研修を行っているとのことだ。そういった取組を教育委員会事務局がバックアップするのも一つの方策だろう。

教育委員会事務局は目標を掲げるだけではなく、現場の教員がやりやすいように、具体的なやり方を方策として示し、一段高い視点に立って指導して欲しい。

(学校教育課長)

「取組」冊子は、発行から約3年が経過し、発行後新しく始めた事業等も反映できていないため、順次見直しを行っているところである。

また、学校でのOJT実施の様子を聞かせてもらうこともあり、各校の課題を共に考えていきたいと思っている。

(水島委員)

児童・生徒質問紙でもう一つ良いと思ったのが、「地域の行事への参加」である。大阪市からも離れ、独自の地域性を持つ本市だが、具体的にはどのような行事か。

(学校教育課長代理)

本調査を実施している最中は、教員が具体例を挙げて説明することはできないのだが、子どもたちは祭りや地域教育協議会のフェスタなどを想定して回答したものと思われる。

(水島委員)

短い子ども時代に地域の行事に参加するというのは、貴重な経験で、成人して振り返れば楽しい思い出となるだろう。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市青少年指導員設置要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市青少年指導員設置要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

大阪府内自治体の状況調査の結果を踏まえ、青少年の健全育成に適性のある指導員を確保できるよう、選任方法等を改正するため、阪南市青少年指導員設置要綱の一部を改正したので報告する。施行日は、令和5年4月1日である。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

青少年指導員は、具体的にどのような活動をしているのか。

(生涯学習推進室長)

6月から8月にかけては「夜間巡回指導」として、夜間に外出・徘徊している青少年に対して帰宅を促すなどの声掛け、7月には「危険個所等の看板設置」として、市内の溜め池や危険個所を点検するとともに、特に危険と判断した場所に

は注意喚起するための看板設置、8月には阪南市連合婦人会と合同による研修会及び夏休み巡回指導、10月にはやぐらパレードや秋祭りにおける巡回指導、12月から1月にかけては年末年始の巡回指導、といった青少年健全育成の充実を期するための活動をしていただいている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

1月16日 第4回阪南市立学校のあり方検討委員会

<学校教育課>

1月31日 第1回(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

<生涯学習推進室>

12月24日 阪南の第九の灯を消さない!第九合唱を楽しむ会

1月8日 令和5年はたちの集い

1月14日 皿田能

2月5日 阪南市健康マラソン大会

<公民館>

2月14日～ [尾崎公民館]「ソフトバレーボール」講座(全5回)

2月15日 [西鳥取公民館]シニア向けスマホで防災対策を学ぶ
(災害対策アプリの体験)

2月17日 [尾崎公民館]和菓子作り体験講座

2月19日～ [東鳥取公民館]令和4年度阪南市版社会教育士講座(全3回)

2月19日 [東鳥取公民館]阪南市版社会教育士企画講座
「水が大切 阪南市の水利用の歴史」

2月24日 [尾崎公民館]らくごる体操講座
(ラジオ体操と落語の普及をコラボさせて健康に)

<図書館>

1月22日 人形劇公演（絵本で育む子どもとのふれあい事業）
2月 6日～ 特別資料整理期間（蔵書点検） [2月10日まで]
2月14日・17日 「はじめましての会」
*指定管理者による図書館ボランティア向けの説明会
2月17日 第3回図書館協議会

※いずれも1月27日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(教育長職務代理者)

2学期に学校薬剤師会で小中学校の教室の照度を検査し、結果が出たので報告する。

文部科学省の学校環境衛生の基準では、教室等の照度は300ルクス以上と定められているが、タブレット端末等を使用する場合は500ルクス以上が望ましいとされているため、今回はタブレット端末使用中の教室に入って検査した。その結果、基準を満たしていないのは、小学校は8校中5校、中学校は4校中2校であった。ハード面も時代に応じて整備していく必要があるため、各校の実情に応じた対策をしていただきたい。

また、3学期は二酸化炭素濃度の検査を行っている。私が調査した学校では、新型コロナウイルス感染症対策も約3年となり、慣れてしまったためか、換気タイムの放送が入っても換気を怠っていたため、教室内は基準の1500ppmをはるかに超えて2000ppmという数値も出た。

二酸化炭素濃度が高ければ勉強に集中できないし、感染症が広がる危険性も高まってしまう。寒すぎて窓を開けられないという状況だったので、適度にエアコンを使用し、適正な室温を保つよう、お願いしたい。

(教育長)

ご指摘感謝する。

今インフルエンザが流行しているが、感染拡大防止のためにも、換気に努めたい。

(教育総務課参事)

照明のLED化が進んでいないという施設面での課題は認識しているが、現在

阪南市立学校のあり方検討委員会において検討を進めているところでもあり、検討状況等を見極め、整備に向け検討していきたい。

また、室温については、換気をしながらエアコンで暖房すると設備への負荷が大きいため、冬季はストーブの使用を各校にお願いしているところだが、改めて、定期的で適切な換気方法について、クーラーの併用も含め、調査・研究していきたい。

(教育長)

次回の令和5年第2回定例教育委員会は、令和5年2月24日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第1回定例教育委員会を閉会する。

以上